

事務事業マネジメントシート (21年度実績と22年度計画)

22年度予算確定後 平成 22 年 3 月 26 日 作成
21年度決算把握後 平成 22 年 5 月 20 日 作成

事務事業名		母子家庭就業支援教育訓練給付金支給事業				<input type="checkbox"/> マニフェスト関連 <input checked="" type="checkbox"/> 全庁横断課題関連 <input type="checkbox"/> 集中改革プラン関連			
総合計画体系	政策	4	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり			所属部	健康福祉部	課長名	青木洋治
	施策	17	生活困窮世帯の自立支援			所属課	子育て支援課	担当者名	榮 峰男
	基本事業	56	経済的支援			所属班	子ども保育班	(内線)	2154
予算科目	会計	款	項	目	事業連番	法令根拠	母子及び寡婦福祉法 合志市母子家庭自立支援教育訓練給付事		
	1	3	2	1	10555		成果優先度評価結果	8	
							コスト削減優先度評価結果	6	
終了、開始年度	<input type="checkbox"/> 21年度で終了 <input type="checkbox"/> 22年度から開始		事業期間		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 17 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~ 年度)				

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細、期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】	母子家庭等の雇用安定及び就職促進のため、指定講座を受講した場合、費用の一部を支給。支給額は、受給希望者が指定講座の受講のために支払った入学料、受講料並びに当該費用に係る消費税及び地方消費税の合計額の20%に相当する額(その額が10万円を超える場合は10万円とし、4,000円を超えない場合は支給しない)【平成19年9月までは40%、20万円、8,000円であった】 合併して市になったことにより平成18年3月から市が行うことになった。平成18年2月までは県の実施事業で菊池地域振興局福祉課で取り扱っていた。 この事業は母子及び寡婦福祉法第31条並びに同法施行令第27条に基づき母子家庭自立支援給付金を支給する事業である。
(開始した背景・きっかけ・今後の状況変化を含む)	
【業務の流れ】	①母子家庭等からの相談 ②自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書等の受付、審査 ③講座指定伺い、決裁 ④申請者へ講座指定(不承諾)通知書 ⑤給付金支給申請書等の受付、審査 ⑥支給の決定等伺い、決裁 ⑦請求者へ支給決定(不承認)通知書 ⑧支払業務(支出負担行為、支出命令書、口座振込書等作成、決裁)
【主な予算費目】	補助金
【意見や要望】	申請者がいないのは事業を知らない人が多いのではないか。もっと事業の周知が必要ではないか。
関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?	

1 現状把握の部 (DO, PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標	
① 手段(主な活動) 21年度実績(21年度に行った主な活動) (DO)	22年度計画(次年度に計画している主な活動) (PLAN)
事業に関する周知及び相談対応	事業に関する周知を行い、相談に応じ、母子家庭の就業支援を行う。
④活動指標(事務事業の活動量を表す指標)=①の指標	(単位)
→ ア:相談件数	件
→ イ:母子家庭就業支援教育訓練給付金支給者数	人
②対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等	⑤対象指標(対象の大きさを表す指標)=②の指標 (単位)
児童扶養手当受給者と同様の所得水準にある母子家庭	→ ア:ひとり親家庭医療費受給者(助成)数 人
→ イ:	
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	⑥成果指標(意図の達成度を表す指標)=③の指標 (単位)
母子家庭が自立する。	→ ア:相談件数と給付金支給者の割合 %
→ イ:	
*⑥成果指標設定の理由と平成22年度目標値設定の根拠 相談者に対し、適切に対応できたことを計ることができる。	

(2) 各指標・総事業費の推移		単位	19年度実績(決算)	20年度実績(決算)	21年度目標(当初予算)	21年度実績(決算)	22年度目標(当初予算)	23年度予定	24年度見込
④ 活動指標	ア	件	0	0	2	2	2	2	3
	イ	人	0	0	1	0	1	1	2
⑤ 対象指標	ア	人	462	531	520	565	530	540	550
	イ								
⑥ 成果指標	ア	%	0	0	50	0	50	50	66
	イ								
事業費	国庫支出金	千円	0	0	75	45	75	75	150
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	繰入金	千円							
	一般財源	千円	0	0	25		25	25	50
	(A) 事業費計	千円	0	0	100	45	100	100	200
(A)のうち指定経費	千円								
(A)のうち時間外、特勤	千円								
人件費	正規職員従事人数	人	2	3	3	3	3	3	3
	延べ業務時間	時間	10	45	40	30	40	40	40
	(B)人件費計	千円	40	180	159	119	159	159	159
トータルコスト(A)+(B)	千円	40	180	259	164	259	259	359	

総トータルコスト	
全体計画	
～ 年度	
(期間限定複数年度のみ記載)	
	0
	0
	0

合志市

事務事業名	母子家庭就業支援教育訓練給付金支給事業	所属部	健康福祉部	所属課	子育て支援課
-------	---------------------	-----	-------	-----	--------

2 評価の部 (SEE)

*原則は21年度の事後評価、ただし複数年度事業は21年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①21年度目標達成度評価	<input checked="" type="checkbox"/> 達成した	<input type="checkbox"/> 達成しなかった ⇒【理由】 ↷
	事務事業の前年度実績は前年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は？		
有効性評価	②22年度目標達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成見込みあり ⇒【理由】 ↷	<input type="checkbox"/> 目標達成は厳しい ⇒【理由と対策】 ↷
	事務事業の本年度目標値に対して本年度の見込みはついているか？	継続した周知を行う。	
効率性評価	③成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 ↷	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 ↷
	次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか？成果が頭打ちになっていないか？	給付金を支給する事業であるため、母子家庭の経済的支援と就業・自立支援に結びつく。しかし講座開講前の申請が必要であることから、給付金を受けることができなかった方や、事業を知らない人が多いことも考えられ、周知が必要である。	
公平性評価	④類似事業との統廃合・連携の可能性	<input type="checkbox"/> 他に手段がある ↷ (具体的な手段、事務事業)	<input type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【理由】 ↷
	目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	<input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ↷
役割分担評価	⑤事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 ↷
	成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	申請者は現在までいないので事業費は不用であった。	
役割分担評価	⑥人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 ↷
	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	今年度開講(6ヶ月の講座)で、来年度給付支給事務がある。	
役割分担評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 ↷
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	母子及び寡婦福祉法第31条並びに同法施行令第27条に基づき母子家庭自立支援給付金を支給する事業とし合志市母子家庭自立支援教育訓練給付事業実施要綱を制定し基準どおりに実施している。	
役割分担評価	⑧行政の役割分担の適正化	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 ↷	<input checked="" type="checkbox"/> 役割分担は適正である ⇒【理由】 ↷
	事務事業のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行出来ないか？	市からの就業支援給付金支給のため、住民や地域・団体には移行できない。	

3 評価結果の総括 (SEE) ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

講座開講前に申請・決定が必要であるため、告知が行き届いておらず申請できなかった例があった。事業の告知に力を入れる必要がある。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

今後の事業の方向性 革改善案)・・・複 選択可

廃止 休止 目的再設定 事業統廃合・連携 事業のやり方改善(有効性改善)

事業のやり方改善(効率性改善) 事業のやり方改善(公平性改善)

現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)

事業の周知を行い、就業支援に結びつくよう支援する。

(2) 改革・改善による期待成果
(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			△
	低下			▽

(3) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

母子及び寡婦福祉法第31条並びに同法施行令第27条に基づき母子家庭自立支援給付金を支給する事業とし合志市母子家庭自立支援教育訓練給付事業実施要綱を制定し基準どおりに実施している。